



令和4年8月発行

法人ニュース仙南



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／会長 渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



齋理幻夜（写真提供／丸森町役場）

主な内容

①特集記事

役員退職金と税務 留意点（退職者と法人の税務）

②大河原税務署長挨拶・大河原税務署の主な人事異動

③事業報告（令和4年1月～令和4年7月）

④お知らせコーナー

（入会案内・インターネットセミナー利用案内・主な事業予定）

⑤法人会功労表彰

⑥税務署だより

（令和3年度改正 電子帳簿保存法・インボイス制度登録申請書受付開始）

留意点

役員退職金と税務

退職者と法人の税務

税理士 神田博則

以下、役員退職金の支給を受ける個人と支給する法人に分けて、役員退職金に関する税務をご説明いたします。

退職者の税務

所得税

1. 基本的な計算方法
退職所得は、他の給与所得や事業所得などと区分して、退職所得のみで税額計算を行います。
退職所得の計算式は左図表の通りです。

退職金は、給与や賞与と比べ税の負担が軽くなるように優遇されています。
これは、退職金が長年の勤務に対する功労報酬的な性格があることや、退職後の生活を保障する必要があることなどが理由とされています。
そのため、特に支給の際に恣意性が入りやすい役員退職金については、過度な節税に用いられないために各種の制限が設けられていますので、役員退職金を支払う場合は注意が必要です。

【計算式】

退職所得＝(退職金の金額-退職所得控除額)×1/2

【退職所得控除】

勤続年数 A	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × A (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円+70 万円 × (A－20 年)

計算はまず、受け取った退職金の金額から、退職所得控除を差し引きします。
退職所得控除は、勤続年数に応じて上図表のように計算します。
勤続年数が長くなるにつれて、退職所得控除が多くなるという仕組みです。
2. 具体的な計算例
具体的な計算例を左図に示します。
3. 退職所得の計算の特例
勤続年数が5年以下である法人の役員等が支給を受ける

けた退職金のうち、その役員等勤続年数に対応するものとして支払いを受けるものについては、退職所得の計算において2分の1計算の適用はありません。
また、法人の役員等以外で勤続年数が5年以下である方が支給を受けた退職金については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、2分の1計算の適用はありません(令和4年以後適用)。

短期間で退職を繰り返し、退職所得の優遇を過大に受けようとすることを防ぐための措置です。
4. 退職金の源泉徴収
退職金の支給を受ける際は、支給する勤務先に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出します。
申告書には勤続期間などを記載しますので、これに基づき勤務先が退職所得にかかる税額を計算し源泉徴収してくれますので、その後の確定申告等は不要となります。

【設例】38 年勤務した方が退職し、退職金 3,000 万円を受け取った場合

①退職所得控除額	800 万円+70 万円 × (38 年－20 年)＝2,060 万円
②退職所得金額	(3,000 万円－2,060 万円) × 1/2＝470 万円
③所得税額	470 万円 × 20%－42 万 7500 円＝51 万 2,500 円
④所得税及び復興特別所得税 (百円未満端数切捨て)	51 万 2,500 円 × 1.021＝52 万 3,262 円
⑤住民税の金額	470 万円 × 10%＝47 万円

所得税の速算表		
課税される所得金額	税率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5%	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10%	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20%	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23%	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33%	1,536,000 円
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40%	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45%	4,796,000 円

ります。ただし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合は、勤務先は正しい税金計算ができませんので、退職金の支給額に20.42%を乗じた金額を源泉徴収します。
この場合は、受給者本人が確定申告を行い、税額を精算する必要があります。

支給する法人の税務

法人税

1. 過大役員退職金
前述の通り、退職金は税負担が少なくなるように優遇されています。
そのため、役員退職金が過度に税負担を減らす目的で悪用されないように、法人税法では「内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、損金の額に算入しない」と規定されています。
ただし、不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額といっても法人税法施行令において「退職した役員に対して支給した退

職給与の額が、当該役員その内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、相当であると認められる金額」とするのみで、具体的な計算式等は規定されていません。
一般的には、「功績倍率法」による計算が多く用いられています。

【適正な役員退職金】

功績倍率	
社長	3 倍
専務	2.4 倍
常務	2.2 倍
平取	1.8 倍
監査役	1.6 倍

最終報酬月額
×
勤続年数
×
功績倍率

この功績倍率法における倍率は、よく税務の書籍などでも記載されており有名ですが、これは過去の裁判で認められた事例であり、法人税法には規定されていません。
そのため、この倍率しか認められないということではありませんし、これ以上

の倍率でも認められた事例やこれ以下の倍率でも過大とされた事例もあります。
とはいえ、この倍率の範囲内であれば税務署に認められやすいということは事実です。この倍率よりも著しく高い倍率を用いる場合や、退職直前に報酬月額を上げた場合などは、税務調査において指摘を受ける可能性がありますので注意が必要です。

2. 分掌変更等の場合の役員退職金

退職金は通常その法人での勤務が終了したことにより給付されるものですが、法人の役員については、その業務分掌が大きく変更された場合にも退職金が支給される場合があります。
たとえば、常勤役員が非常勤役員になった場合です。
その分掌変更が実質的に退職と同様の事情にある時は、支給した金額を退職金として取り扱うことができます。

場合として、次の例を挙げています
①常勤役員が非常勤役員になったこと
②取締役が監査役になったこと
③分掌変更等の後におけるその役員の給与が激減(おおむね50%以上の減少)したこと。
ご注意いただきたいのは、これらの要件のすべてに「実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者を除く。」という留意事項がある点です。
これはオーナー企業の社長が後継者に経営を引き継ぎ、自身は非常勤役員になって退職金の支給を受ける場合などが典型例ですが、後継者のためとはいえ、非常勤役員となった後においてもいろいろと経営に関与している、「経営上主要な地位を占める者」とされて、その退職金が法人税法上認められない可能性があります。

変更した後にも次のような事実があった場合に、分掌変更後も経営上主要な地位を占めていたと認めて役員退職金の損金算入を否認しました。
・午前中だけではあるがほぼ毎日出社していた
・取引先との折衝についてアドバイスし、取引先の接待に同席していた
・金融機関との利率交渉などに立ち会っていた
・役員報酬の決定や人事に関与していた
・経費等の領収書をチェックしていた
この裁判事例は少々やりすぎの感もありますが、事業承継をした場合に分掌変更による役員退職金を支給する際には、「経営上の主要な地位を占める者」と認定されないように、極力経営への関与をしないようにする必要があります。そのようないかなる状況にすることができず継続して経営に関与しない場合には、実際に退職するまで退職金の支給は行わない方が賢明です。

1. 本部の活動状況

①新春講演会

- ・実施日：令和4年1月26日
- ・会場：ベネシアンホテル白石蔵王
- ・講師：六華亭 遊花氏（落語家）
- ・演題：なまて笑ってコミュニケーション
- ・参加者：37名



②法人税申告等に係る説明会

- ・実施日：令和4年6月15日
- ・会場：大河原税務署 東庁舎会議室
- ・講師：大河原税務署 法人課税部門調査官 柄目次男氏
- ・参加者：10名（11社）



2. 各支部の活動状況

①角田支部研修会

- ・実施日：令和4年5月12日
- ・会場：角田市商工会
- ・講師：大河原税務署 法人課税部門統括国税調査官 伊澤崇夫氏
- ・演題：インボイス制度について
- ・参加者：17名



3. 青年部会の活動状況

①特別講演会

- ・実施日：令和4年2月7日
- ・会場：仙南シンケンファクトリー
- ・講師：(有)かねこ取締役 金子隆史氏
- ・演題：令和2年度第3次事業再構築補助金選択～みおくり邸宅大河原完成まで～
- ・参加者：17名



②青年部会定時総会

- ・実施日：令和4年5月20日
- ・会場：まちづくりオーガ イベントホール
- ・内容：令和3年度事業決算報告 令和4年度事業計画
- ・参加者：20名



③青年部会役員会

- ・実施日：令和4年7月20日
- ・会場：大河原町中央公民館
- ・内容：今年度事業等について
- ・参加者：8名



4. 女性部会の活動状況

①税に関する絵はがきコンクール 作品パネル展示

- ・実施日：確定申告時期（3月～4月）
- ・会場：大河原税務署東庁舎 確定申告会場
- ・内容：仙南地区作品展示



②女性部会役員会

- ・実施日：令和4年4月19日
- ・会場：まちづくりオーガ イベントホール
- ・内容：定時総会日程・提出議案 今年度公益事業について
- ・参加者：12名



③女性部会租税教室研修会

- ・実施日：令和4年6月3日
- ・会場：まちづくりオーガ イベントホール
- ・内容：租税教室教材内容について
- ・参加者：8名



5. 青年部会・女性部会による社会貢献事業

【青年部会による活動】

①青少年育成事業（絵本・折り紙寄贈）

- ・作業日：令和4年1月23日
- ・寄贈先：こじゅうろうキッズランド（白石市） 施設長（あそびうたアーティストあきらちゃん）へ寄贈。
- 〔廣谷部会長（右）・風間副部会長（左）〕



着任の挨拶

大河原税務署長 樋口 政幸

この度の定期人事異動で、関東信越国税不服審判所第二部総括審判官から大河原税務署長への転任を命ぜられ着任いたしました樋口でございます。前任の長尾署長同様よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人仙南法人会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対応で活動が制限される中、各会員に対する税知識の普及のほか、税制・税務に関する説明会・講習会の開催、租税教育活動の実施等、日頃から税務行政の円滑な運営に御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、税制に目を向けますと、令和5年10月1日から導入される消費税の「インボイス制度」に向け、昨年10月1日から「登録申請書」の受付が開始されております。申請期限である令和5年3月が近づきますと、登録まで期間を要することが想定されますので、登録申請を予定されている会員の方は早期の御対応をお願いいたします。また、申請にあたりましてはe-taxの御利用を併せてお願いいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症に対して、それぞれの立場から、あらゆる方策により取り組んでこれたものと存じますが、このような状況下においては、関係機関の方々との連携が一層重要なものになると考えております。法人会の皆様には、説明会の開催などインボイス制度をはじめとする各種制度の周知や広報活動に對しまして、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。結びになりますが、これまで法人会の皆様との間で培ってまいりました協働関係がより強固なものとなりますよう、また、貴会の益々の御発展と会員企業の皆様方の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶いたします。

大河原税務署異動状況（令和4年7月10日付）

【転入等】

署長	樋口 政幸	関東信越国税不服審判所 総括審判官
総務課長	本間 淳二	鶴岡 総務課長
管理運営・徴収部門 統括徴収官	相原 悦子	塩釜 管理運営部門 統括徴収官
個人課税第一部門 統括調査官	秋場 康子	山形 個人課税第二部門 統括調査官
個人課税第二部門 統括調査官	松田 英雄	いわき 個人課税第三部門 統括調査官

【転出等】

局調査査察部 査察管理課長	長尾 昭彦	署長
会津若松 総務課長	川宮 雅樹	総務課長
福島 管理運営部門 統括徴収官	遠藤 司	管理運営・徴収部門 統括徴収官
局総務部 盛岡派遣 納税者支援調整官	千葉 昌史	個人課税第一部門 統括調査官
白河 個人課税第一部門 統括調査官	佐藤 努	個人課税第二部門 統括調査官

7. 定時総会等について

- ・実施日：令和4年5月27日
- ・会 場：ベネシアンホテル白石蔵王

定時社員総会がおこなわれ、令和3年度収支決算の審議、令和4年度の事業計画等報告がおこなわれた。(開催：5/12角田支部・5/13七ヶ宿支部・5/20青年部会)、その他支部・女性部会は書面議決となっております。

定時社員総会（渡邊会長挨拶）▶



8. 各委員会等の開催状況

委員会	実施年月日	場 所	主 な 内 容
総務・事業 合同委員会	令和4年3月16日	事務局入居ビル6階	事業計画・収支予算承認・定時総会日程について
	令和4年7月26日	和洋亭ぶざん	利益相反取引・嘱託職員契約・今後の事業について
税制委員会	令和4年6月14日	ベネシアンホテル白石蔵王	令和5年度税制改正要望事項について
組織・厚生合同委員会	令和4年3月11日	和洋亭ぶざん	令和4年度福利厚生制度の取組みについて
広報委員会	令和4年7月13日	大河原町中央公民館	令和4年8月発行（第59号）会報誌の発行について
支部事務担当者会議	令和4年2月4日	和洋亭ぶざん	中間決算の状況・決算の留意点・会費回収状況・総会までの日程

9. 役員紹介（令和3年5月27日選任）

※（ ）内は所属支部、所属部会

代表理事・会長	渡 邊 大 助 (白 石)	理 事	森 建 人 (白 石)	理 事	岡 田 正 光 (川 崎)
代表理事・筆頭副会長	村 上 睦 夫 (白 石)	理 事	山 田 光 彦 (白 石)	理 事	鈴 木 光 春 (川 崎)
理 事・副 会 長	吉 見 光 宣 (白 石)	理 事	佐 藤 真 也 (角 田)	理 事	吉 野 敏 明 (村 田)
理 事・副 会 長	笹 森 裕 市 (角 田)	理 事	金 子 隆 史 (角 田)	理 事	齋 藤 和 江 (村 田)
理 事・副 会 長	野 口 敬 志 (柴 田)	理 事	大 槻 善 之 (柴 田)	理 事	廣 谷 健 二 (青年部会)
理 事・副 会 長	櫻 井 淳 一 (大河原)	理 事	大 槻 誠 (柴 田)	理 事	菅 原 浩 孝 (青年部会)
理 事・副 会 長	佐 藤 義 信 (蔵 王)	理 事	櫻 井 俊 寛 (大河原)	理 事	風 間 信 静 (青年部会)
理 事・副 会 長	春日部 泰 昭 (丸 森)	理 事	津 田 政 行 (大河原)	理 事	八 重 樫 裕 子 (女性部会)
理 事・副 会 長	米 澤 光 秀 (川 崎)	理 事	樽 見 正 志 (蔵 王)	理 事	島 貫 愛 子 (女性部会)
理 事・副 会 長	菅 井 仁 (村 田)	理 事	渋谷 稔 (蔵 王)	理 事	岡 田 千 枝 子 (女性部会)
理 事・副 会 長	梅 津 政 志 (七ヶ宿)	理 事	林 力 男 (丸 森)	監 事	志 村 浩 幸 (白 石)
		理 事	齋 藤 久 長 (丸 森)	監 事	中 村 昭 彦 (大河原)

10. 令和3年度決算概要

(単位：千円)

区 分		a.R03 決算値	b. R02決算値	差 (a-b)	参考 c.R03計画	差 (a-c)
収 益	受 取 会 費	10,765	10,901	△136	11,124	△359
	受 取 助 成 金	11,020	10,580	440	10,489	531
	そ の 他 収 益	1,274	1,429	△155	1,329	△55
	計	23,059	22,910	149	22,942	117
費 用	公益目的事業	14,484	13,381	1,103	15,243	△759
	収 益 事 業	3,908	4,047	△139	4,218	△310
	管 理 費	4,633	4,111	522	3,456	1,177
	計	23,025	21,539	1,486	22,917	108
収支差		34	1,371	△1,337	25	9

〔青年部会による活動〕

②エコキャップ回収活動（通年）

エコキャップ回収によりCO₂排出量の削減と、その売却代金を発展途上国の子ども達へのワクチン代として寄贈。

・令和3年度活動状況

①回収量：2,160kg ②CO₂削減効果：6,804kg ③ポリオワクチン換算：540人分 ④寄附金：14,391円

- ・実施日：令和4年1月31日
- ・学校名：角田市立北角田中学校
- ・内 容：JRC委員会から受け取りました。
- ・出席者：〔菅原副会長・石川監事〕



- ・実施日：令和4年7月19日
- ・学校名：蔵王町立永野小学校
- ・内 容：代表児童から受け取りました。
- ・出席者：〔風間副会長(右)・佐藤幹事(左)〕



〔女性部会による活動〕

①もったいないからありがとうへ(食品ロス)フードバンク事業への協力

- ・実施日：令和4年6月3日
- ・寄贈先：社会福祉法人大河原町社会福祉協議会(大河原町)
- ・内 容：生活に困っている方へ食品をお渡りする活動へ協力するため女性部会で集めた食品を提供。
- ・出席者：八重樫部会長



②未使用タオル寄贈事業

- ・実施日：令和4年7月1日
- ・寄贈先：特別養護老人ホーム常盤園(柴田町)
- ・寄贈数：200枚
- ・出席者：八重樫部会長



③夏の節電啓発事業

- ・実施日：令和4年7月5日
- ・寄贈先：道の駅むらた(村田町)
- ・内 容：節電リーフレットとミニうちわを配布。
- ・担 当：村田支部(齋藤)
- 協力：村田町地域おこし隊員 菊池様



6. 青年部会・女性部会による租税教室模様

〔女性部会講師による租税教室〕

白石市立白石第一小学校

- ・実施日：令和4年6月7日
- ・受講数：6年生59名
- ・担 当：白石支部



柴田町立船迫小学校

- ・実施日：令和4年7月1日
- ・受講数：6年生53名
- ・担 当：大河原支部



大河原町立大河原小学校

- ・実施日：令和4年7月4日
- ・受講数：6年生111名
- ・担 当：大河原支部



〔青年部会講師による租税教室〕

蔵王町立円田小学校

- ・実施日：令和4年6月2日
- ・受講数：6年生22名
- ・担 当：白石・刈田地区



大河原町立大河原南小学校

- ・実施日：令和4年6月6日
- ・受講数：6年生51日52名
- ・担 当：柴田地区



～今後の開催予定校～

角田市立枝野小学校

- ・実施日：令和4年12月15日
- ・受講数：6年生8名
- ・担 当：角田・丸森地区



表 彰

お知らせコーナー

※宮城県法人会連合会定時社員総会に於いて、法人会の多年にわたる功績により次の方々が表彰されました。
・実施日 令和4年6月20日 ・場所：江陽グランドホテル（仙台市）

全国法人会総連合会長表彰 東北六県法人会連合会会長表彰 宮城県法人会連合会会長表彰



樽見 正志さん
〔有〕樽見建材店



吉野 敏明さん
〔株〕エスエスワン



櫻井 淳一さん
〔朝日工業株〕



齋藤 和江さん
〔有〕相山タクシー



梅津 政志さん
〔有〕クリキクセキ宿



櫻井 俊寛さん
〔株〕サッシュ

税だより

税務署

YouTube 国税庁動画チャンネル
「教えて!! 令和3年度改正 電子帳簿保存法」



〔概 要〕
電子帳簿保存制度の令和3年度税制改正による改正内容の解説と実務上の留意点について説明している動画になります（動画時間：30分47秒）。

（掲載場所）



<http://youtu.be/OBEmmleCTwk>

1. 会員加入勧奨のお願い

- 法人会は「よき経営者を目指す」ための全国組織です。
「もっと積極的な経営をめざしたい！正しい税務知識を身につけたい！」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研鑽を目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。
経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、まだ入会されていない事業所等がありましたら、是非ご紹介ください。
- 入会の特典
①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
②福利厚生制度の充実（法人会向けの各種保険の団体加入扱い、健康診断の割引制度）
③異業種交流によるビジネスチャンスの拡大等

2. インターネットセミナーの利用について

- 法人会では、経営・人材育成・IT・労務・財務・法律等のインターネットセミナーを無料でご覧いただけます。経営戦略、社員教育、自己研鑽等に是非ご活用ください。

～会員の方は600タイトル以上のセミナーが24時間いつでも無料で受講できます～

【ご利用方法】
仙南法人会のホームページTOP画面から、
無料セミナーを見るをクリック後、下記の
ID・パスワードを入力してご視聴ください。

ID：hj1219 パスワード：5372



令和4年度事業の実施状況及び事業予定

月	事 業	会 議 等
4		(14) 全国女性フォーラム静岡大会 (19) 女性部会/役員会 (15) 決算監査会 (22) 理事会 (27) 青年部会/役員会
5	(12) 税務研修会 (角田支部) (20) 税務研修会 (青年部会)	(17) 女性部会/定時総会 ・各支部総会 (20) 青年部会/定時総会 (27) 定時社員総会
6	青年部会/租税教室 (2) 円田小・(6) 大河原南小 女性部会/ (3) 食品ロスへの協力 (7) 租税教室 (白石一小) (15) 法人税申告等に係る説明会 (上半期)	(14) 税制委員会
7	女性部会/租税教室 (1) 船迫小・(4) 大河原小 女性部会/ (1) 未使用タオル寄贈 (5) 夏の節電啓発事業	(13) 広報委員会 (20) 青年部会/役員会 (26) 総務・事業合同委員会
8		() 第2回理事会
9	会員増強特別期間 (9月～12月) (7) 親善ゴルフ大会：仙台南GC (13) 改正税法説明会	(14) 支部事務担当者会議 (9) 宮城県連青年の集い (14) 県女連研修会 () 組織・厚生合同委員会
10	() 中小企業会計啓発・普及セミナー (15) 女性部会/税に関する絵はがきコンクール一般選考会 ・各支部/税のPR活動	() 中間決算監査会 (13) 全国大会 (千葉大会)
11	〔税を考える週間：11日～17日〕 () 女性部会/税に関する絵はがきコンクール部会選考会 () 女性部会/社会貢献事業 () 新設法人説明会 (8) 社員セミナー () 年末調整説明会 () 税制改正要望陳情	() 広報委員会 () 納税表彰 (25) 全国青年の集い沖縄大会
12	() 女性部会/冬の節電啓発事業 (15) 青年部会/租税教室 (枝野小) () 仙南ひまわり会講演会 () 青年部会/経営研修会・全体交流会 () 法人税申告等に係る説明会 (下半期)	() 青年部会/役員会
1	() 女性部会/新年交流会 () 新春講演会	() 女性部会/役員会
2	() 青年部会特別講演会	() 支部事務担当者会議
3	確定申告時期：税に関する絵はがきパネル作品展示	() 総務・事業合同委員会 () 組織・厚生合同委員会 () 第3回理事会

※予定表は現在の状況であり、新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合もございます。

※「お知らせ」の詳細については、仙南法人会事務局（0224-24-5372）までお問い合わせをお願いします。

インボイス制度説明会
申込受付中！インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？その疑問に
お答えします！

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553（無料）
コールセンター 受付時間 9:00 ～ 17:00（土日祝除く）

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和3年12月）

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方／

もう
始まっています！多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和3年12月）

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ



その安心で、
企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年
DAIDO 大同生命

仙台支社 仙南営業所/
宮城県柴田郡大河原町大谷字町向126-4(オーガ1F)
TEL 0224-51-3601



Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償
ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで、労務・雇用トラブルに備える
スマートプロテクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険
ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える
フロパティガード+企業地震保険
(企業財産保険・
財務損害補償特約・
地震・火災危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応
情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク
WorldRisk

AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

仙台支店

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル4F

TEL.022-726-7661 FAX.022-213-4755

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073003)

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 仙台総合支社

〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



環境に優しい植物油インキを
使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。